



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年6月15日金曜日 第1870号

### ◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	682
指定医師の所在地の変更.....	682
指定医師の辞退の届出.....	682
指定自立支援医療機関の指定(2件).....	683
土地改良区役員の就退任の届出(4件).....	683
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	684
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	685
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	685
開発行為に関する工事の完了.....	686
落札者等の告示.....	686

### 公 告

庁内LANシステム用端末機の借入れ.....	686
公文書の公開の実施状況.....	687
個人情報の開示等の実施状況.....	688
労働委員会第38期委員候補者の推薦.....	688

### 公営企業告示

病院の業務に係る公金の収納の事務の委託.....	691
--------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1092号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人聖ペテスダ会新居浜青洲病院	山 本 善 邦	新居浜市土橋二丁目2番2号	平成19年6月1日
"	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森 野 忠 夫	東温市志津川	"
"	"	"	渡 邊 誠 治	"	"
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	"	宋 碩 柱	"	"
"	"	"	能 田 淳 平	"	"

#### ○愛媛県告示第1093号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
大 西 慶 生	医療法人蔡愛会石川病院	四国中央市上分町732-1	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	平成19年4月1日
宮 内 勝 敏	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	"

#### ○愛媛県告示第1094号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
聴覚・平衡・音声・言語又はそ しゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	本吉和美	東温市志津川	平成 19年5月18日
〃	〃	〃	藤田健介	〃	〃

○愛媛県告示第1095号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
千葉薬局	新居浜市東田2丁目甲1841-1	小川 昌子		平成19年 6月1日
みのり薬局	西予市宇和町卯之町1丁目378	(株)西予ファーマシー		〃

○愛媛県告示第1096号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛 県済生会	整形外科に関する 医療（育成医療・ 更生医療）	平成19年 6月1日

○愛媛県告示第1097号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 易 義 光	新居浜市田の上一丁目12-21
〃	岡 田 一 美	新居浜市田の上二丁目14-8
〃	山 内 博	新居浜市田の上一丁目17-23
〃	村 上 滋	新居浜市松神子二丁目3-28
〃	高 橋 繁	新居浜市松神子二丁目8-19
〃	佐々木 恒 一	新居浜市垣生四丁目7-15
〃	伊 藤 覚	新居浜市垣生四丁目14-1
〃	村 上 勝 利	新居浜市又野一丁目8-39
監 事	岡 部 眞佐明	新居浜市垣生四丁目4-8
〃	岩 崎 靖	新居浜市田の上二丁目11-42

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 易 義 光	新居浜市田の上一丁目12-21

〃	岡 部 豊 茂	新居浜市高田一丁目7-57
〃	永 易 金 吾	新居浜市田の上一丁目18-22
〃	村 上 滋	新居浜市松神子二丁目3-28
〃	佐々木 恒 一	新居浜市垣生四丁目7-15
〃	伊 藤 覚	新居浜市垣生四丁目14-1
〃	村 上 勝 利	新居浜市又野一丁目8-39
〃	高 橋 繁	新居浜市松神子二丁目8-19
監 事	岡 部 眞佐明	新居浜市垣生四丁目4-8
〃	岩 崎 靖	新居浜市田の上二丁目11-42

○愛媛県告示第1098号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799
〃	山 本 恵	松山市堀江町甲496-2
〃	畠 下 久 子	松山市堀江町甲1476-3
〃	田 村 健 司	松山市堀江町甲1525-3

"	太 田 衛	松山市堀江町甲1554 - 7
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675
"	新 出 務	松山市堀江町甲1660
"	玉 井 一 清	松山市堀江町甲1769 - 4
"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786 - 1
"	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036
監 事	高 橋 繁 廣	松山市堀江町甲1767
"	松 下 浩 史	松山市堀江町甲1603
"	河 野 明 夫	松山市堀江町甲877

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799
"	山 本 恵	松山市堀江町甲496 - 2
"	畠 下 久 子	松山市堀江町甲1476 - 3
"	田 村 健 司	松山市堀江町甲1525 - 3
"	太 田 衛	松山市堀江町甲1554 - 7
"	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675
"	新 出 務	松山市堀江町甲1660
"	玉 井 一 清	松山市堀江町甲1769 - 4
"	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786 - 1
"	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036
監 事	高 橋 繁 廣	松山市堀江町甲1767
"	松 下 浩 史	松山市堀江町甲1603
"	河 野 明 夫	松山市堀江町甲877

○愛媛県告示第1099号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 良 孝	東温市牛淵763番地 1
"	大 北 英 彦	東温市牛淵1394番地 2
"	村 上 正 隆	東温市牛淵1401番地
"	重 見 忠 顕	東温市牛淵635番地
"	大 北 正 明	東温市牛淵1502番地
"	村 上 浩 三	東温市牛淵1446番地
"	大 北 守 紀	東温市牛淵1404番地
"	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地
"	井 門 孝 徳	東温市牛淵665番地
"	大 北 吉 直	東温市牛淵574番地
監 事	高須賀 明	東温市牛淵1296番地
"	八 木 里 美	東温市牛淵773番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 良 孝	東温市牛淵763番地 1

"	大 北 英 彦	東温市牛淵1394番地 2
"	大 西 茂 徳	東温市牛淵573番地
"	高須賀 明	東温市牛淵1296番地
"	大 北 守	東温市牛淵1451番地
"	井 門 恒	東温市牛淵663番地
"	大 北 正 明	東温市牛淵1502番地
"	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地
"	大 北 吉 直	東温市牛淵574番地
"	戒 能 久 志	東温市牛淵1459番地 3
監 事	大 北 平 太	東温市牛淵1531番地 1
"	八 木 里 美	東温市牛淵773番地

○愛媛県告示第1100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	東 倉 又 計	東温市北野田111番地 1
"	高 見 隆 雄	東温市北野田137番地
"	野 口 誠	東温市北野田162番地 1
"	松 田 宣 武	東温市北野田632番地
"	相 原 捷	東温市北野田658番地 2
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地
"	八 塚 利 治	東温市北野田778番地
監 事	渡 部 茂 雄	東温市北野田834番地
"	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	東 倉 又 計	東温市北野田111番地 1
"	高 見 隆 雄	東温市北野田137番地
"	野 口 誠	東温市北野田162番地 1
"	松 田 宣 武	東温市北野田632番地
"	相 原 英 昭	東温市北野田833番地 2
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地
"	八 塚 利 治	東温市北野田778番地
監 事	相 原 秀 行	東温市北野田794番地
"	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地

○愛媛県告示第1101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同

法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 宗 清	東温市志津川1249番地 2
"	佐 伯 優	東温市北方2706番地
"	橋 本 政 雄	東温市北方2431番地 1
"	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3
"	北 下 長 義	東温市北方1253番地 1
"	渡 部 慎 吉	東温市北方752番地
"	黒 河 満 樹	東温市樋口678番地
"	和 田 敏 明	東温市志津川72番地
"	須 川 辰 司	東温市西岡156番地
"	松 本 康 良	東温市南方633番地
監 事	宇和川 直 人	東温市北方816番地 3
"	伊 賀 功	東温市西岡206番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地
"	大 西 喜 良	東温市西岡454番地
"	大 西 時 男	東温市樋口1126番地 2
"	山 内 偉 男	東温市西岡1368番地
"	渡 部 正 信	東温市志津川1298番地 2
"	渡 部 健 介	東温市北方1753番地
"	佐 伯 優	東温市北方2706番地
"	寺 阪 龜 義	東温市北方2451番地 1
"	松 川 茂	東温市北方3035番地 7
"	北 下 長 義	東温市北方1253番地 1
監 事	高須賀 英 隆	東温市北方890番地
"	佐 伯 清 美	東温市志津川645番地

○愛媛県告示第1102号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
大洲市菅田町宇津字神南乙 1 の 1、菅田町菅田字神南丙 203 の 4
- (2) 保安林として指定された目的

○愛媛県告示第1103号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第 5 条第 3 項の規定により、1 のとおり公示し、及び 2 のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年6月15日

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
西予市宇和町田野中1409から1418まで、1424、1429、1445から1451まで、1453から1455まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
喜多郡内子町中川1207・1213・1225の 1・1226の 1・1227（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）1201、1202、1203の 1、1204、1205、1206の 1、1208の 1、1209、1210、1219から1222まで、1224の 1 から1224の 3 まで、1232、1233の 1 から1233の 3 まで、1234の 1、1234の 2、1235の 1、1235の 2、1236から1240まで

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

(西条地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西条市石田209 久米良明	西条市広江119 丹下勝	西条市今在家184-2 日野清見	吉井	吉井漁業協同組合

(松山地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市高浜町六丁目1784-7 沖野安夫	松山市高浜町三丁目1503甲16 植田萬吉	松山市高浜町五丁目乙74-214 網矢興三	高浜	松山市漁業協同組合
松山市高浜町四丁目1503-73 山崎玉樹	松山市高浜町六丁目1780 仲矢弘光	松山市高浜町一丁目1414 山崎孝一	高浜	高浜町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年6月15日から同年6月29日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

西条地方局管内の加入区	西条地方局産業経済部水産課
松山地方局管内の加入区	松山地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第1104号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建(開)第11号 平成19年5月31日	東温市樋口字横川甲200番1、甲200番2	松山市東石井四丁目13番20号 寿レジデンス305号 奥村貴志

○愛媛県告示第1105号

次のとおり落札者を決定した。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
インターネットシステム一式の借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成19年5月30日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	527,394円 (月額)	一般競争入札	平成19年4月20日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
庁内LANシステム用端末機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量

パーソナルコンピュータ 1,305台（ソフトウェア一式、搬入、据付、データ移行、調整、保守等一式を含む）

- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成19年10月1日から平成24年9月30日まで
- (5) 借入場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県企画情報部管理局情報政策課行政情報化係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2287

- (2) 入札書の受領期限  
平成19年7月27日（金）午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成19年7月27日（金）午前10時  
愛媛県庁第一別館7階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Personal Computer 1,305 units
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 27 July 2007
- (3) For further information, please contact: Administration Computerization Section, Information Policy Division, Administrative Subdepartment, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2287

○公告

公文書の公開の実施状況

平成18年度における公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位:件)

区分	請求等の件数	処理の状況				取下げ
		公開	部分公開	非公開	処理中	
公開請求	462 (15)	256 (7)	116 (2)	42 (6)	5 (0)	43 (0)
公開申請	4 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	466 (15)	259 (7)	117 (2)	42 (6)	5 (0)	43 (0)

注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。

2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請をいう。

3 ( )内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位:件)

実施機関	公開請求件数	公開申請件数
総務部	15	0
企画情報部	6	0
県民環境部	20	0
保健福祉部	56	0

事	経 済 労 働 部	16	0
	農 林 水 産 部	13	1
	土 木 部	127	3
	出 納 事 務 局	1	0
	小 計	254	4
議 会	11		
公 営 企 業 管 理 者	5	0	
教 育 委 員 会	150	0	
選 挙 管 理 委 員 会	13	0	
人 事 委 員 会	2	0	
監 査 委 員	2	0	
公 安 委 員 会	1		
警 察 本 部 長	23		
労 働 委 員 会	0	0	
収 用 委 員 会	1	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	
合 計	462	4	

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

請求等の主な内容	公開請求件数	公開申請件数
労働安全衛生規則に関わる記録	65	0
道路の供用開始図面等	34	0
建築計画概要書	32	0
愛媛県所管の公益法人財産目録	24	0
開発行為許可申請書等	23	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

公開請求者等の区分	公開請求件数	公開申請件数
(1) 県内に住所を有する者	180	3
(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他団体	238	1
(3) 県内の事務所又は事業所に勤務する者	0	0
(4) 県内の学校に在学する者	0	0
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、実施機関が 行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人 その他団体	44	0

5 不服申立て等の状況

- (1) 不服申立て  
実績なし
- (2) 不服申出  
実績なし

○ 公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成18年度における個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成19年 6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実施機関	18年度未件数
総 務 部	64
企 画 情 報 部	29
県 民 環 境 部	153
保 健 福 祉 部	462
経 済 労 働 部	78
農 林 水 産 部	204
土 木 部	129
出 納 事 務 局	9
小 計	1,128

議 会	11
公 営 企 業 管 理 者	16
教 育 委 員 会	177
選 挙 管 理 委 員 会	19
人 事 委 員 会	4
監 査 委 員	5
公 安 委 員 会	156
警 察 本 部 長	
労 働 委 員 会	4
収 用 委 員 会	11
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	2
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1
合 計	1,534

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処 理 の 状 況				取 下 げ
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	処 理 中	
知 事	19 (0)	10 (0)	7 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
公 営 企 業 管 理 者	34 (2)	25 (1)	9 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教 育 委 員 会	8 (1)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
収 用 委 員 会	4 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警 察 本 部 長	5	0	3	2	0	0
合 計	70 (3)	43 (2)	23 (1)	3 (0)	1 (0)	0 (0)

注1 他の実施機関については、実績なし。

2 ( )内は、前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数
総 務 部	21
県 民 環 境 部	7
保 健 福 祉 部	82
小 計	110
教 育 委 員 会	7,185
人 事 委 員 会	160
警 察 本 部 長	10,769
合 計	18,224

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

実績なし

○ 公 告

愛媛県労働委員会第38期委員候補者の推薦について

第37期愛媛県労働委員会委員の任期が平成19年 8月25日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委

員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

平成19年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 推薦者の資格

- (1) 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。
- (2) 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

#### 2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

#### 3 推薦期間

平成19年6月18日〔月〕から28日〔木〕まで

#### 4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成19年6月28日〔木〕までに愛媛県経済労働部管理局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付して下さい。

- (1) 労働組合については、政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書

- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名

イ 生年月日

ウ 本 籍

エ 現 住 所

オ 学 歴

カ 経 歴

キ 所属政党

別記様式(4関係)

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名 印

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項  
 の規定により、愛媛県労働委員会 労働者委員  
使用者委員 の候補者として次  
 の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 労 働 組 合 又 は 所 属 会 社 及 び 所 の 地 位	労働組合法(昭和24年 法律第174号)第19条の 4第1項該当の有無

注 不要の文字は抹消すること

## 公営企業告示

## ○愛媛県公営企業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年6月15日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

## 1 委託した事務の範囲及び内容

- (1) 愛媛県立中央病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から8時40分及び17時から19時並びに二次救急当番日の12時から13時及び23時から翌日2時）
- (2) 愛媛県立今治病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時及び16時から17時15分）
- (3) 愛媛県立三島病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時及び16時から17時15分）
- (4) 愛媛県立南宇和病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、12時から13時及び16時から17時15分）
- (5) 愛媛県立新居浜病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時及び16時から17時15分並びに土・日曜日及び祝日の8時30分から17時15分）

## 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 愛媛県立中央病院  
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- (2) 愛媛県立今治病院  
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- (3) 愛媛県立三島病院  
株式会社アイ・エム・ピー・センター 大阪市北区堂島二丁目2番2号
- (4) 愛媛県立南宇和病院  
株式会社日本医療事務センター松山支社 愛媛県松山市花園町3番地21
- (5) 愛媛県立新居浜病院  
株式会社アイ・エム・ピー・センター 大阪市北区堂島二丁目2番2号

## 3 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで